

平成26年12月25日

## 習志野市新習志野公民館の指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市新習志野公民館の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

### 1. 指定管理者

- (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号
- (2) 団体名 株式会社オーエンス
- (3) 代表者 代表取締役 大木 一雄

### 2. 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

### 3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 5 (公募)
- (2) 日程
  - ア 広報紙・ホームページへの掲載 平成26年7月15日
  - イ 募集要項の配布 平成26年7月15日～7月26日
  - ウ 応募者説明会・見学会 平成26年7月29日
  - エ 質問事項の受付 平成26年7月29日～8月4日
  - オ 質問事項の回答 平成26年8月8日
  - カ 申請書類の受付 平成26年8月18日～8月22日
  - キ 申請者面接 平成26年9月26日
  - ク 指定管理者候補者選定委員会 平成26年10月16日
  - ケ 指定管理者候補者の選定結果の通知 平成26年11月12日
  - コ 議会の議決 平成26年12月19日
  - サ 指定日(告示日) 平成26年12月25日

### 4. 指定理由

市民の平等な利用の確保が図られていること、公民館の管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有していること、また、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られていること等を総合的に勘案し、当該施設の指定管理者として指定した。

問合せ：社会教育課  
電話：047-453-9382